

葛西水再生センターにおける
燃料電池バス対応水素供給設備整備事業
に関する事業者公募要項

平成30年8月

東京都環境局

1 公募の目的

水素は、多種多様な供給源から製造することができ、利用段階でCO₂を一切排出しないため、化石燃料に代わるクリーンエネルギーとして、低炭素社会の切り札となり得ます。水素エネルギーの普及を図るため、東京都（以下「都」という。）は、水素を燃料として走行する燃料電池バスを2020年までに100台以上普及させるという政策目標を掲げています。

燃料電池バスの普及には、燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備が不可欠であり、現在都内では1か所の燃料電池バス対応水素供給設備が整備されていますが、政策目標を達成するには更なる整備が急務です。しかし、燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備に適した用地が不足していることから、都用地を活用することで、事業者の水素供給設備整備を支援します。

そこで、都下水道局（以下「下水道局」という。）が所管する葛西水再生センターの用地の一部（以下「事業実施場所」という。）を都環境局（以下「環境局」という。）が行政財産の使用許可を受けた上で民間事業者（以下「事業者」という。）に貸し付け、事業者が、事業実施場所の下水道処理施設の機能を確保するための下水道処理施設の移設等（以下「機能補償」という。）及び水素供給設備を整備するための土地の切土等による地盤高の調整、擁壁の設置等（以下「整地」という。）を実施した上で燃料電池バスに対応した水素供給設備を整備し、運営する特別対策事業（以下「本事業」という。）を行うこととしました。

なお、本事業は、整備に適した用地が極めて少ないことから、事業者の参入を促進するため、都が特別対策として本事業に係る機能補償及び整地に要する経費を負担します。

本要項は、本事業を実施する事業者を募集するものです。

2 応募者の資格

本事業に係る公募に応募できる者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる条件の全てを満たすものとします。

- (1) 本事業の遂行に必要な組織及び人員を有していること。
- (2) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 水素の製造・販売、自動車用燃料スタンドの整備・運営など類似事業の実績及び経験を有していること。

3 グループ応募

2者以上の者が共同して応募すること（以下「グループ応募」という。）もできますが、その場合には、環境局との協議や第三者に対する対応など、本事業

業を実施する上で当該グループの構成員を代表する者(以下「代表者」という。)を定めなければなりません。

なお、グループ応募における応募者の構成員が、当該グループ応募以外で本事業に係る公募に応募することはできません。

4 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、2に掲げる条件を全て満たした場合であっても、応募者となることができません。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当する者
- (4) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
- (5) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

5 協定書の締結

- (1) 13(4)の選定結果の通知を受けた事業者(以下「実施事業者」という。)は、都の指定する日までに、別紙1「葛西水再生センターにおける燃料電池バス対応水素供給設備整備事業に係る協定書(案)」(以下「協定」という。)により環境局及び公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)と協定を締結しなければなりません。

なお、実施事業者がグループ応募の場合は、当該グループの代表者と協定を締結することとします。

- (2) 都は、実施事業者が、協定を締結しなかった場合は、その旨を公表するとともに、当該決定を取り消すことができるものとします。

6 事業実施場所

事業実施場所の概要は、次のとおりです。

- (1) 所在地（地名地番）
東京都江戸川区臨海町一丁目1番1のうち別紙「案内図」に示す場所
- (2) 敷地面積
1714.5 m²
- (3) 土地所有者
下水道局
- (4) 建築に係る法規制等（主な用途地域等）
- ア 用途地域等
- 【用途地域】：工業地域
 - 【建ぺい率】：60%
 - 【容積率】：200%
 - 【防火指定】：準防火地域
 - 【景観計画地域】：公園の景観拠点
 - 【高度地区】：指定なし
 - 【日影規制】：指定なし
- イ その他関連法令
建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関連法令等を十分確認し、確認した内容及び当該法令等により必要な手続等について、環境局及び公社の担当部所と協議してください。
- (5) 交通
- ア JR京葉線「葛西臨海公園」駅 徒歩12分
- イ 東京メトロ東西線「西葛西」駅より都バス「臨海町二丁目団地」行「東京臨海病院前」又は「臨海町一丁目」下車 徒歩10分
- (6) 現地の見学
現地の現況を確認していただくことはできますが、立入りには、事前の問合せが必要です。希望する場合は、14の問合せ先に御連絡ください。

7 貸付条件等

事業実施場所を環境局から賃借する実施事業者は、次に掲げる条件により環境局と借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する借地権の設定を目的とする事業用定期借地権設定契約（以下「契約」という。）を締結するものとします。

(1) 用途の指定

実施事業者は、事業実施場所を、次の要件を満たす燃料電池バス対応水素供給設備として使用しなければなりません。

ア 燃料電池バス対応水素供給設備を運営するに当たり、営業日は、年中無

休とすること（ただし、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 35 条第 1 項の保安検査及び同法第 35 条の 2 の定期自主検査に要する期間は除く。）。

イ 燃料電池自動車を営業時間内において常時適切に受入れできる能力を有すること。

ウ イの要件に加え、燃料電池バスを 1 日当たり 20 台以上受入れできる能力を有すること。

エ 営業開始時刻から営業終了時刻まで連続して、常に、1 時間当たり 15kg の水素を 4 台の燃料電池バスに充填できる能力を有すること。

オ 平成 31 年（2019 年）10 月末までに燃料電池バス対応水素供給設備の整備を完了させ、同年 11 月に開設すること。ただし、設備の能力がウ及びエの要件より著しく向上すると都が認める場合には、平成 32 年（2020 年）2 月末までに整備を完了させ、同年 3 月に開設することができるものとする。

なお、実施事業者の責に帰さない理由により遅延する場合はこの限りでない。

（2）契約の締結に関する事項

契約については、環境局と実施事業者との間で別紙 2 「事業用定期借地権設定契約のための覚書」（以下「覚書」という。）を取り交わした上で、公正証書によって行います。

なお、環境局は、下水道局との間で別紙 3 「燃料電池バス対応水素供給設備に関する協定書」を取り交わした上で、下水道用地使用許可書の交付を受けます。

（3）一括賃借

土地の賃借については、事業実施場所全ての一括賃借とし、事業実施場所の一部のみを賃借することはできません。

（4）貸付期間

契約を締結した日から平成 47 年（2035 年）9 月 30 日まで

（5）貸付料

① 貸付料の額

ア 年額 12,240,000 円（月額 1,020,000 円）

イ 平成 30 年度における貸付料は、年度途中であることから、年額貸付料を日割り計算（1 年を 365 日として計算）し、百円未満を切り上げた額とします。

② 貸付料の支払い

貸付料の支払いは、平成 30 年度については①イの金額を、平成 31 年度（2019 年度）以降は年額貸付料を 4 半期ごとに都が発行する納入通知

書により指定する期日までに納めるものとします。

③ 貸付料の見直し

ア 貸付料は、対象地の引渡しの日から原則として3年ごとに改定することができることとします。ただし、初回の改定日は、平成33年(2021年)4月1日とし、以降、3年ごとに改定できるものとします。

イ アにかかわらず、貸付料が土地価格の変動等により、又は近隣の土地の貸付料と比較して著しく不相応となった場合にも、適正な範囲内で改定することができることとします。

(6) 保証金

実施事業者は、契約の締結日よりも前に環境局に保証金を納付するものとします。

① 保証金の額 覚書第5条に定める額

② 保証金の納付 保証金の支払いは、都が発行する納入通知書により指定する期日までに納めるものとします。

(7) 機能補償及び整地

事業実施場所には構内道路、通用口、埋設配管等の下水道処理施設(以下「下水道施設」という。)が機能しており、下水道施設の機能を確保するために、下水道施設の移設等が必要となります。また、事業実施場所は一部が公道面に対して盛土されており、燃料電池バス対応水素供給設備を整備するためには、土地の切土等による地盤高の調整、擁壁の設置等が必要となります。

機能補償及び整地は実施事業者が行うものとし、費用は187百万円を上限とし、環境局が負担するものとします。機能補償及び整地に係る内容については、別紙4「機能補償及び整地に係る整備内容」及び別図「機能補償及び整地に係る整備図面」によるものとします。

なお、事業実施場所における現況の竣工図面は、14の問合せ先で閲覧することができます。

また、機能補償及び整地を実施するに当たり、請負その他契約をする場合には、一般の競争に付さなければなりません。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約を締結することができます。

なお、機能補償及び整地に当たっては、環境局と十分に協議を行った上、実施するものとします。

(8) 燃料電池バス対応水素供給設備の整備費用

燃料電池バス対応水素供給設備の整備に要する費用は、実施事業者が負担するものとします。ただし、10に規定するとおり、国及び都等の補助制度を活用することは妨げません。

(9) 土地の返還

(4)の貸付期間満了時、実施事業者側の理由により契約を打ち切るとき又は契約が解除されたときは、実施事業者は、実施事業者の負担により事業実施場所の施設、設備等の撤去等を直ちに行い、原状回復をした上で、環境局が指示する日（貸付期間満了時にあっては、貸付期間満了の日までに環境局が指示する日）までに当該場所を環境局に返還することになります。ただし、環境局との事前協議により、特に認められた場合はこの限りではありません。

8 財産の帰属

本事業により実施事業者が整備した燃料電池バス対応水素供給設備の所有権は、実施事業者に帰属するものとします。

9 施設整備及び運営に関する基本条件

燃料電池バス対応水素供給設備の整備及び運営に際しては、それぞれ関係する法令等及び次に掲げる条件を遵守していただきます。

(1) 整備に関する条件

ア 機能補償及び整地については、協定の締結後、速やかに着手することとし、実施に当たっては、環境局及び公社と十分に協議を行ってください。

イ 貸付対象地とそれ以外の所有地との境界線には、フェンス等を設置してください。なお、フェンス等の仕様は、周辺環境と調和の取れたものとしてください。

ウ 本事業に係る近隣説明、地域自治会等への説明は、実施事業者の責任において実施してください。

(2) 運営に関する条件

ア 燃料電池バス対応水素供給設備は、善良な管理者としての注意をもって適切な運営及び維持管理を行い、11(2)イにより都に提出した事業実施計画を適切に履行してください。

イ 事故防止に万全を期してください。

(3) その他の条件

ア 公害の防止や環境保全等に関し、関係機関と十分協議を行うとともに、関係法令等の定めに従い、必要かつ十分な措置を講じてください。

イ 施設の整備に際して生じる騒音、振動、ほこり等の周辺への影響は、実施事業者の責任において対応してください。

ウ 本事業の実施に際し、第三者に損害を与えた場合には、実施事業者として適切な初期対応を実施した上で、法令に基づき責任を負ってください。

エ 敷地出入口については、道路管理者等の関係機関と十分協議を行うとともに、関係法令等の定めに従い、必要かつ十分な措置を講じてください。

オ 法令改正及び不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、実施

事業者は、環境局及び公社と協議の上、協定を解除することができます。

1.0 国及び都等の補助制度

実施事業者は、別途申請をすることにより、燃料電池バス対応水素供給設備の整備に関する国及び都等の補助制度を活用することができます。

1.1 応募の手続き

公募申込受付手続等は、次のとおりです。

(1) 公募要項の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

1.4の問合せ先で配布するほか、東京都環境局地球環境エネルギー一部ホームページ

(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/hydrogen/index.html>) からダウンロードできます(郵送による配布は行いません。)

イ 受付期間

平成30年8月30日(木曜日)から同年9月21日(金曜日)まで

(土日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く午前10時から午後5時まで)

ウ 提出方法

応募書類は必ず1.4の問合せ先に記載の連絡先に事前連絡の上持参又は書留郵便にて郵送してください。

エ 費用負担

応募に要する費用の全ては応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1)

イ 事業実施計画書(様式自由)

(ア) 水素供給設備

- ① 本事業の実施に当たっての理念・基本方針等
- ② 燃料電池バス対応水素供給設備の仕様及び図面(水素供給能力、水素貯蔵規模、その他設備に係る仕様、施設全体計画図、設備配置計画図、安全システムフロー図、主要プロセス図)
- ③ 他の燃料電池バス対応水素供給設備が稼働停止した際のバスの代替受入計画
- ④ 人員配置体制(担当者の配置、役割分担、資格など。非常時における体制を含む。)及び運営管理体制(ガイドライン、マニュアル、連絡体制など)
- ⑤ 故障防止及び早期復旧に向けた対策に係る計画書

- ⑥ 点検補修計画
- ⑦ 整備スケジュール

(イ) 事業性（継続性）

- ① 会社概要など応募者の経歴等（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高、主要取引先等）が分かるもの
- ② 商法（明治32年法律第48号）に定める計算書類一式
損益計算書、貸借対照表、営業報告書及びこれらの付属明細書など
- ③ 資金計画書（自己資本、借入金等、資金調達の計画書）
- ④ 応募者の組織における内部統制・コンプライアンス
- ⑤ 水素供給設備に係る事業その他これに類する事業の実績がある場合にあっては、当該実績が分かる資料
- ⑥ 事業収支計画書

(ウ) 周辺の交通安全への配慮

周辺の交通安全を適切に確保するための交通安全対策に係る計画書

ウ 定款又は寄付行為が分かる書類（申込日現在のもの）

エ 法人登記簿謄本（申込日から起算して3か月以内に発行されたもの）

オ 代表法人の印鑑証明書（申込日から起算して3か月以内に発行されたもの）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由のいかんを問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は、1者1提案とします（グループ応募の場合を含む。）。

イ 応募書類の提出に際しては、応募申込書（(2)ア）については、原本、写しをそれぞれ1部ずつ、それ以外の書類（(2)イからクまで）については、書類1式をA4ファイルにつづって、合計7部（正本1部、写し6部）を提出していただくとともに、電子媒体（CD-R等）も提出してください。

ウ 表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 「〇〇事業」実施計画書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めません（都が補正等を求める場合を除く。）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本事業への参加資格を失うものとします。

カ 使用言語は日本語、単位はメートル法、数字はアラビア数字を用いてくだ

さい。

1 2 質問の受付・回答方法

応募者からのご質問は以下のとおり対応します。

(1) 質疑の方法

この要項に関し、質問がある場合は、別添「質問票」に必要事項及び質疑の内容を記載の上、電子メールにより(2)イの送付先に送付してください。これ以外の方法(電話、訪問等)による質問は御遠慮ください。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください(1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください。)

(2) 受付期間及び送付先

ア 受付期間

平成30年8月30日(木曜日)から同年9月7日(金曜日)まで

イ 送付先

電子メール：S0213205@section.metro.tokyo.jp

- ① メール送信に際して、件名に必ず「葛西水再生センター水素供給設備公募質問」の文字を入れてください。
- ② 送信後、必ず東京都環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課(03-5320-7782)まで電話での到達の確認をお願いします(土日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで)。
- ③ 質問への回答は、9月13日(木曜日)午後6時までに、(2)アの受付期間に提出された全ての質疑に対する回答書(以下「質疑回答書」という。)を東京都環境局のホームページに掲載し、個別には回答しません。
なお、質疑回答書は、この要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

1 3 事業者の選定

(1) 選定手続

都は、応募者について、別に設置する「事業者選定委員会」において審査を行い、実施事業者を選定します。

(2) 選定基準

実施事業者の選定の基準は、都が別に定める「事業者選定要領」によります。

なお、選定基準となる項目の概要については、資料1「選定基準とする項目」を参照してください。

(3) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行います。

なお、プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

審査後実施事業者を選定しますが、審査の結果、実施事業者なしとする場合もあります。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、平成30年9月28日までに、全ての応募者（グループ応募の場合は代表者）に対して選定した旨又はしない旨を通知する予定です。

(5) 選定結果の公表

都は、(1)の選定をした場合は、実施事業者の名称を環境局のホームページで公表します。

(6) 提出書類の著作権

事業計画書等、応募者が提出した書類についての著作権は、応募者に帰属するものとします。ただし、環境局は、応募者の事業計画書等の提出書類の内容について、事業者選定の審査目的のために、応募者の承諾を得ることなく使用できるものとします。

(7) 審査結果の取消し

都は、実施事業者を選定した後において、応募内容に虚偽のあることが判明した場合や協定を締結しない場合など、実施事業者がこの要項に定める手続きを怠ったときは、実施事業者の選定を取り消すことがあります。

(8) 事業実施計画の変更

都は、実施事業者を選定した後において、実施事業者が提出した11(2)イの事業実施計画書に対して、実施事業者と協議の上、必要な変更を求めることがあります。

1.4 問合せ先

東京都 環境局 地球環境エネルギー部

次世代エネルギー推進課 水素エネルギー推進担当

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 20階

電話 03-5320-7782 (直通)

別紙 1

葛西水再生センターにおける燃料電池バス対応水素供給設備整備事業に係る協定書（案）

東京都（以下「甲」という。）、公益財団法人東京都環境公社（以下「乙」という。）及び〇〇（以下「丙」という。）は、葛西水再生センター（以下「センター」という。）における燃料電池バス対応水素供給設備整備特別対策事業実施要綱（平成 30 年 8 月 28 日付 30 環地次第 128 号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）に基づき実施するセンターにおける燃料電池バス対応水素供給設備整備事業（以下「本事業」という。）に関する機能補償（センター内における水素供給設備整備箇所、現に機能している下水道施設の機能を確保するために行う既存施設の移設等をいう。以下同じ。）及び整地（センターの水素供給設備整備箇所、当該水素供給設備を整備するために行う土地の切土、擁壁の設置等をいう。以下同じ。）並びに燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備及び運営を実施するため、実施要綱第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、本事業に関する機能補償及び整地並びに燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備及び運営の円滑かつ着実な遂行のために、甲、乙及び丙が基本的事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 甲、乙及び丙は、本事業に関する機能補償及び整地並びに燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備及び運営に当たっては、本協定を遵守し、誠実にこれを履行しなければならない。

（事業実施場所）

第 3 条 本事業を実施する場所（以下「事業実施場所」という。）は、センター（東京都江戸川区臨海町一丁目 1 番 1 号）内の別紙「案内図」に示す場所とする。

（事業実施期間）

第 4 条 本事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）は、甲と丙の間で別途締結する事業用定期借地権設定契約書の締結日から平成 47 年（2035 年）9 月 30 日まで（第 10 条の規定による事業実施場所の原状回復及び甲への土地の返還に係る期間を含む。）とする。

(業務分担)

第5条 本事業の実施に係る業務は、甲、乙及び丙が次の各号のとおり、それぞれ執行する。

一 甲の分担業務

ア 甲は、丙に対し、本事業の実施に係る経費の一部を負担する。甲が負担する経費（以下「負担対象経費」という。）は次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(ア) 機能補償工事に要する経費（以下「機能補償工事費」という。）

(イ) 整地工事に要する経費（以下「整地工事費」という。）

(ウ) 設計費（(ア)、(イ)の工事に係る設計（調査を含む。）に要する経費をいう。）

(エ) 諸経費

イ 甲は、甲及び乙が別に締結する出えん契約に基づき、乙に対し、前号の負担金の原資として基金を活用させるものとする。

二 乙の分担業務

ア 乙は、前号イの基金を適切に管理するものとする。

イ 乙は、丙に対する負担金の交付に関する事務を行う。

三 丙の分担業務

ア 丙は、センターにおける燃料電池バス対応水素供給設備整備事業に関する事業者公募要項（平成30年8月28日付30環地次第129号東京都環境局長決定。以下「公募要項」という。）11(2)の規定により甲に提出した事業実施計画書に従い、下水道施設の機能補償及び整地を行い、燃料電池バスに対応した水素供給設備を整備し、運営する。

なお、機能補償及び整地並びに燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備及び運営に当たり、丙は、乙が別に定める負担金交付要綱、公募要項及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）を遵守しなければならない。

イ 丙は、負担金の交付を受けようとするときは、本協定締結後、乙に対し、速やかに交付申請を行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、負担対象経費について、187百万円を上限として全額を負担する。

2 丙は事業実施場所の土地使用料、燃料電池バスに対応した水素供給設備の整備及び運営に必要な経費並びに第11条に規定する原状回復に要する経費の一切を負担する。

3 法令改正及び不可抗力により、設計の変更、工期の延長、建設費用の増加等（以下「設計の変更等」という。）が生じた場合は、負担対象経費の範囲内

において、甲が負担する。ただし、負担対象経費に該当しない経費は、丙が負担するものとする。

- 4 前項の場合において、設計の変更等について、丙は、事前に乙の承認を得るものとする。
- 5 乙は、前項の承認に当たっては、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(事業主体の譲渡等の禁止)

第7条 丙は、甲の承認がない限り、本事業の実施者たる地位を第三者に譲渡してはならない。

- 2 丙は、事業実施場所を本事業以外の目的に使用してはならない。

(財産の帰属)

第8条 本事業の実施による取得財産等の所有権は、丙に帰属するものとする。ただし、乙の承認を得た上で取得財産等を譲渡した場合は、当該取得財産等の所有権は、取得財産等の被譲渡者に移転するものとする。

- 2 乙は、前項の承認に当たっては、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
- 3 丙が第1項ただし書きの承認を得て取得財産等を譲渡した場合、甲及び乙は、取得財産等の被譲渡者と三者で本協定書を新たに締結するものとする。

(調査への協力)

第9条 甲は、本事業の状況について、事業実施場所において調査をすることができることとし、丙は当該調査に協力するものとする。

(原状回復義務)

第10条 丙は、水素供給設備の運営を終了するときは、甲が指定する期日までに、丙の負担で水素供給設備を撤去し原状回復した上で、事業実施場所を甲に返還するものとする。ただし、甲との事前協議により、特に認められた場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第11条 丙は、本事業の実施に際し、その責に帰すべき事由に基づいて甲、乙又は第三者に損害を与えた場合は、適切な初期対応を行うとともに、法令に基づき損害賠償責任を負うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、本協定を締結するいずれかの者が本協定に定める事項を履行しないことにより損害を受けたときは、それぞれその損害の賠償を請求することができる。

(裁判管轄の合意)

第12条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(解除)

第13条 前条の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本協定を締結するいずれかの者が本協定に定める事項に違反した場合又は本協定を解除する必要性が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議の上、本協定を解除することができる。

2 前項の解除は、書面をもって行うものとする。

(協定の疑義等)

第14条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が誠意をもって協議して決定する。

甲、乙及び丙は、本協定締結の証として本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 30 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
公益財団法人 東京都環境公社
理事長 川澄 俊文

丙

別紙 案内図

 : 事業実施場所



図1 広域案内図

「地図閲覧データ」(国土地理院)をもとに東京都作成



図2 詳細案内図

「地図閲覧データ」(国土地理院)を基に東京都作成

別紙 2

事業用定期借地権設定契約のための覚書

賃貸人東京都を甲とし、賃借人 _____ を乙とし、甲乙の間において、次の条項により、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条に定める事業用定期借地権の設定を目的とする土地賃貸借契約の覚書を締結する。甲及び乙は本件覚書締結後、遅滞なく、公証人役場において公正証書により、本件覚書に定める内容に基づく事業用定期借地権の設定を目的とする土地賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件等）

第1条 甲は乙に対し、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）に、事業用定期借地権を設定し、乙に賃貸する。

所 在	地 目	実測地積 (㎡)
東京都江戸川区臨海町一丁目1番1のうち 別紙に示す箇所	宅 地	1714.5
計		

2 この土地の賃貸借（以下「本件賃貸借」という。）については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、また、乙は法第13条の規定による建物の買取りを請求することはできない。

3 本件賃貸借については、法第3条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の規定の適用はないものとする。

（使用の目的）

第2条 乙は、この土地を、専ら葛西水再生センターにおける燃料電池バス対応水素供給設備整備事業の用に供する建物を所有するための敷地として使用するものとし、居住の用に供する建物を建築してはならない。

2 この土地に乙が所有する建物の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 水素供給設備
- (2) 付帯設備
- (3) 事務所棟
- (4) その他事業実施に必要な施設

（賃貸借の期間）

第3条 本件賃貸借の期間は、公正証書で定められた始期から平成47年（2035年）9月30日までとする。

（物件の引渡し）

第4条 甲は、この土地を、前条に定める期間の初日に、現状のまま乙に引き渡したものとす。ただし、当該日において、乙が第5条に定める保証金の納付を遅滞している場合には、保証金の納付が完了したことを甲が確認した日に引き渡すものとする。
(保証金の納付)

第5条 乙は、保証金として、金 12,240,000 円を、甲の指定する期日（賃貸借期間の開始前）までにその発行する納付書により、その指定する場所において、納付しなければならない。

2 第8条に定める賃料の改定により、賃料が増額改定された場合には、改定後の賃料を基に、前項の保証金の額を算定した計算方法と同一の方法で算出した金額を新たな保証金とし、その金額に対し、既納の保証金額が不足するときは、その差額を、乙は甲の指定する期日までにその発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。

(保証金の返還)

第6条 甲は、本件賃貸借の期間が満了したとき又は第18条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙による第19条に基づく原状回復及びこの土地の明渡しの完了を確認後、保証金を乙に返還する。

2 甲は、前項の規定により保証金を返還する場合において、乙が甲に対して次の債務を有するときは、甲は保証金を当該債務の弁済に充当し、返還すべき保証金の額からこれを差し引いた額を乙に返還するものとする。

(1) この契約から生じる乙の甲に対する未払賃料等の債務

(2) 第20条第2項に規定する遅延違約金

3 乙は、前項の規定により、当該債務の弁済に充てる既納の保証金が当該債務の額に満たないときは、その不足額を甲に支払わなければならない。

4 保証金には利子を付さない。

5 乙は、書面による甲の承認なくして保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(賃料の支払い)

第7条 乙は、この土地の賃料として年額金 12,240,000 円（月額平方メートル当たり 594 円）を、毎年度次に定めるところに従って、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

区 分	支 払 金 額	支 払 期 限
4 月 ～ 6 月 分	3,060,000 円	5 月 末 日
7 月 ～ 9 月 分	3,060,000 円	8 月 末 日
10 月 ～ 12 月 分	3,060,000 円	11 月 末 日
1 月 ～ 3 月 分	3,060,000 円	2 月 末 日

- 2 前項の規定にかかわらず、平成 30 年度の賃料は金 円とし、乙は、その賃料を、次に定めるところに従って、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

区 分	支 払 金 額	支 払 期 限
10 月〇日 ～ 12 月分	円	平成 30 年 11 月末日
1 月 ～ 3 月分	3,060,000 円	平成 31 年 21 月末日

(賃料の改定)

第 8 条 甲は、前条第 1 項の賃料について、契約期間の初日からその満了日までの期間につき、3 年ごとに次に掲げる方式により改定できるものとする。ただし、初回の改定日は、平成 33 年（2021 年）4 月 1 日とし、以降、3 年ごとに改定できるものとする。

改定賃料（円）＝A×B

なお、1 円未満の端数がある場合、これを切り捨てる。

A（円）：従前賃料（当該使用料改定日の属する会計年度の前年度の使用料をいう。）の金額

B（％）：a÷b で算出される値

なお、小数点以下第 2 位までとする（小数点以下第 3 位がある場合、これを四捨五入する。）。

a：賃料改定年の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数（東京都区部・総合指数）

b：従前の賃料決定時の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数（東京都区部・総合指数）

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項の賃料が土地価格の変動等により、又は近隣の土地の地代若しくは賃料に比較して不相当となったときは、甲は、適正な範囲内で将来に向かって、賃料を改定することができる。

(延滞金)

第 9 条 乙は、第 7 条の賃料をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、賃料の金額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年じゆんの日を含む期間についても、365 日の割合とする。

(充当の順序)

第 10 条 乙が前条に定める延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が、保証金、賃料及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、賃料及び保証金の順序で充当する。

(転貸の禁止等)

第 11 条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) この土地を転貸し、又はこの土地の賃借権を譲渡しないこと。

(2) この土地の形質を変改しないこと。

(3) この土地を第 2 条第 1 項に定める用途以外の用途に供しないこと。

(賃借人の義務)

第 12 条 乙は、この土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 この土地を使用して乙が行う事業に伴う一切の責めは、乙が負う。

3 乙は、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

4 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供してはならない。

5 甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。

6 乙は、この土地の使用にあたっては、近隣との調和のとれた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

(土地の使用状況の変更)

第 13 条 乙は、この土地に新たに建物を建築し、又は第 2 条第 2 項に定める建物の増改築（再築を含む。）を行おうとするときは、あらかじめ書面による甲の承諾を受けなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 14 条 乙は、この土地に対して支出した必要費、有益費その他一切の費用について、これを甲に請求しないものとする。

(住所等の変更の届出)

第 15 条 乙は、その住所又は氏名（法人の場合にあつては、名称）に変更があったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(調査協力義務)

第 16 条 甲は、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(違約金)

第 17 条 乙は、次条（第 3 項の場合を除く。）の規定により、この契約を解除された場

合においては、甲に対し、第7条第1項の年額賃料に相当する額の違約金を支払わなければならない。

- 2 乙は、第11条及び第12条に定める義務に違反したときは、甲に対し、第7条第1項の年額賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反して実地調査に協力しなかったときは、甲に対し、第7条第1項の年額賃料に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 4 前3項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 第5条の保証金をその指定期日までに納付しないとき。
 - (2) 支払期限後3月以上賃料の支払いを怠ったとき。
 - (3) 第11条の規定に違反したとき。
 - (4) 第12条第4項の規定に違反したとき。
 - (5) 第13条の規定に違反したとき。
 - (6) 第17条第2項又は第3項の規定に違反したとき。
- 2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、賃貸借期間満了前であっても、この土地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項（第238条の4第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この契約を解除することができる。

この場合において、契約の解除に伴うこの土地の原状回復及びこの土地の返還等については、甲乙協議の上定めるものとする。

(原状回復)

第19条 乙は、前条第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除された場合においては甲の指定する期日までに、本件賃貸借の期間が満了した場合には賃貸借期間の満了日までに、自己の責任と負担で、この土地に存する建物その他の工作物を収去し、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項のただし書きの場合において、この土地が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 本件賃貸借の期間が満了する場合において、乙は甲に対し、期間満了1年前までに、

建物等の収去の計画及び建物賃借人の明渡し等この土地の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

(損害賠償等)

第 20 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 乙は第 18 条 (第 3 項の場合を除く。) の規定によるこの契約の解除又は賃貸借期間の満了により、この土地を返還する場合において、前条第 1 項の規定に違反したときは、返還期日の翌日からこの土地が返還された日までの期間について、遅延違約金として 1 日当たりの賃料相当額に当該日数を乗じて得た額の倍に相当する額を甲に支払わなければならない。

3 前項の 1 日当たりの賃料相当額は、第 7 条第 1 項に規定する賃料 (年額) の額を 365 で除して得た金額 (1 円未満の端数は切り捨てる。) とする。

4 乙は、地方自治法第 238 条の 5 第 4 項 (第 238 条の 4 第 5 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、この契約が解除された場合において、損失が生じたときは、同条第 5 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(強制執行の認諾)

第 21 条 乙は、遅滞に係る賃料及び第 9 条に定める延滞金その他この契約に基づく一切の金銭債務につき、甲が判決を得ることなく直ちに強制執行を行うことについて、異議がないことを認諾する。

(契約の費用)

第 22 条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) この契約の締結に要する費用
- (2) 公正証書作成に要する費用
- (3) この契約の履行に関して必要な費用

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 24 条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこれらに定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 25 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 30 年 月 日

甲 東 京 都 知 事

小池 百合子

乙

暴力団等排除に関する特約条項

(事業用定期借地権設定契約のための覚書)

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、事業用定期借地権設定契約のための覚書第7条第1項の年額賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。
- 5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 6 事業用定期借地権設定契約のための覚書第6条、第19条第1項及び第2項並びに第20条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(不当介入に関する通報報告)

- 第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

別紙 3

燃料電池バス対応水素ステーションに関する協定書

下水道局（以下「甲」という。）と環境局（以下「乙」という。）とは、燃料電池バス対応水素ステーション（以下「当該施設」という。）の整備及び運営（以下「整備等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が所管する次条の用地（以下「対象用地」という。）において、乙が当該施設の整備等を行うに当たり、その役割分担、費用負担その他必要な事項を定め、整備等の円滑な施工を図ることを目的とする。

（対象用地の表示及び整備する施設の概要）

第2条 対象用地は次に掲げる所在のうち別図に示す箇所に位置する用地とし、地目及び面積は次のとおりとする。

所 在（地 番）	地 目	面 積
江戸川区臨海町一丁目1番1のうち	宅地	1,714.50 m ² （※）

※実測により面積を確定した場合には、その面積による。

2 対象用地に整備する施設は次の各号のとおりとする。

- (1) 水素供給設備
- (2) 付帯設備
- (3) 事務所棟
- (4) その他事業実施に必要な施設

（使用の目的）

第3条 対象用地は、第三者（以下「転借人」という。）に当該施設の敷地として転貸することを目的とする。

なお、転借人は乙が事業目的のために必要な公募を行い、決定した者に限るものとする。

2 乙が公募を実施しようとするとき及びその公募により転借人が決定したときは、書面において甲に速やかに報告しなければならない。

3 乙は、第6条に規定する使用料の額を超えた貸付料で転借人に土地を貸付けてはならない。

（使用期間）

第4条 本協定に係る使用期間は、乙が転借人と土地の賃貸借契約を締結した日から平成47年（2035年）9月30日までとする。

（使用手続）

第5条 乙は、対象用地の使用に当たって、年度ごとに甲に行政財産の使用許可申請を

行うものとする。

(使用料)

第6条 前条に基づき甲が行った使用許可（以下「使用許可」という。）に係る使用料は有償とし、その額は東京都下水道局固定資産事務規程（昭和41年東京都下水道局管理規程第31号）に基づき、甲が指定する額とし、甲の発行する請求書兼支払書により、その指定する場所において支払う。ただし、1か月未満の期間については、日割計算による。この場合における1日当たりの使用料は、月額を当該月の日数で除し、当該月の使用日数を乗じた額（小数点以下四捨五入）とする。

(使用料の改定)

第7条 甲は、前条の使用料について、第4条に規定する使用期間の初日からその満了日までの期間につき、3年ごとに次に掲げる方式により改定することができる。ただし、初回の改定日は、平成33年（2021年）4月1日とし、以降、3年ごとに改定できるものとする。

改定使用料（円）＝A×B

なお、1円未満の端数がある場合、これを切り捨てる。

A（円） 従前使用料（当該使用料改定日の属する会計年度の前年度の使用料をいう。）の金額

B（％） a÷bで算出される値

なお、小数点以下第2位までとする（小数点以下第3位がある場合、これを四捨五入する。）。

a 使用料改定日の属する年の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数（東京都区部・総合指数）

b 従前の使用料決定日又は改定日の属する年の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数（東京都区部・総合指数）

2 甲は、前項の規定にかかわらず、前条の使用料が土地価格の変動により、又は近隣の土地の地代若しくは賃料に比較して不相当となったときは、将来に向かって、使用料を改定することができる。

(設計協議等)

第8条 乙が都市計画法（昭和43年法律第100号）第65条に基づく許可申請及び同法第34条の2に基づく協議を行おうとする場合には、対象用地の使用に係る事項及び設備整備等に係る事項について甲と事前に協議するものとする。

2 前項のほか、対象用地の使用及び施設整備に係る事項の詳細等については、必要に応じて甲乙協議を行い、乙は甲の承認を得るものとする。

(既設施設の機能の存続)

第9条 乙は、対象用地の使用に当たっては、甲が所有する既存施設の運営に支障を与えないものとし、必要に応じ、既存施設の移設等（以下「機能補償」という。）を行い、第2条第2項に掲げる施設の整備は、機能補償完了後に行うものとする。

なお、機能補償については、別途甲と協議するものとする。

2 前項に規定する機能補償が必要な既存設備は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通用門及び通用口
- (2) 再生水給水設備及び手元操作盤
- (3) 外周道路
- (4) 外灯及びハンドホール
- (5) 場内雨水排水管及び雨水ます
- (6) 付帯設備
- (7) その他甲が必要と認めるもの

3 第1項に規定する機能補償に係る一切の費用は乙の負担とする。

(禁止事項)

第10条 乙は、次に掲げる事項を遵守するとともに、転借人に対しても遵守させるものとする。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 対象用地の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 対象用地の形質を変改しないこと。
- (3) 対象用地を第3条第1項に定める用途以外に使用しないこと。
- (4) 対象用地にある転借人の所有する建物を第三者へ譲渡又は貸付けをしないこと。

(使用に伴う義務)

第11条 乙は、対象用地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 対象用地を使用して乙又は転借人が行う事業に伴う一切の責めは、乙が負う。

(対象用地の使用状況の変更)

第12条 乙は、対象用地において、新たな建物の建築、建物の増改築（再築を含む。）、又は使用財産上の工作物の変更を行おうとするときは、あらかじめ書面による甲の承諾を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 乙は、使用許可を取り消された場合においては甲の指定する期日までに、第4条の期間が満了した場合においては第4条に規定する使用期間の満了日（以下「使用期間の満了日」という。）までに、自己の責任と負担で、対象用地に存する建物その他の工作物を収去し、対象用地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が対象用地を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、対象用地が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として使用許可の取消時又は使用期間の満了日の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 第4条に規定する使用期間が満了する場合において、乙は甲に対し、使用期間の満

了日の1年前までに、建物等の収去の計画及び建物賃借人の明渡し等対象用地の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

(立入点検)

第14条 甲は、対象用地及び周囲の下水道施設の保全、衛生、防犯防火、救護その他の管理上必要があるときは、あらかじめ乙に通知した上でこの土地に立ち入り、必要な措置を講ずることができる。

(引渡前の立ち入り調査)

第15条 乙は、第4条に規定する使用期間の前に、建物の建築のために必要な調査を行う場合は、あらかじめ書面による甲の承諾を受けなければならない。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、第13条に規定する原状に回復して対象用地が甲に返還される日までとする。ただし、平成47年(2035年)9月30日までを限度とする。

2 使用期間の満了日よりも前に対象用地の転借人が所有する建物が滅失(転借人による取壊しを含む。)し、転借人が新たに建物を築造した場合であっても、本協定の使用期間は使用期間の満了日とし、使用期間を延長することはない。

(本協定の継承)

第17条 本協定の有効期間中、甲又は乙の組織に改編又は廃止があった場合は、各々が本協定の内容を、改正後の東京都組織規程(昭和27年東京都規則第164号)及び東京都下水道局分課規程(昭和37年下水道局管理規程第1号)で定める改編又は廃止後の組織承継するものとする。

(疑義の決定等)

第18条 本協定の解釈について疑義が生じたとき又はこれらに定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都公営企業管理者

下水道局長 小山 哲司 印

乙 東京都環境局長 和賀井 克夫 印

別紙 4

機能補償及び整地に係る整備内容

1 都が定める仕様書等

実施事業者は、次の都が定める仕様書等の最新版に準拠した設計、調査、工事を実施すること。

(1) 設計

- ・設計委託標準仕様書（東京都建設局）

(2) 測量調査

- ・測量委託標準仕様書（東京都建設局）

(3) 土質等調査

- ・地質調査委託標準仕様書（東京都建設局）

(4) 工事

- ・土木工事施工管理基準（東京都建設局）
- ・東京都土木工事標準仕様書（東京都財務局）
- ・東京都建築工事標準仕様書（東京都財務局）
- ・東京都電気工事標準仕様書（東京都財務局）
- ・東京都機械工事標準仕様書（東京都財務局）
- ・土木材料仕様書（東京都建設局）
- ・建設局材料検査実施基準（東京都建設局）
- ・工事記録写真撮影基準（東京都建設局）
- ・東京都建設リサイクルガイドライン（東京都都市整備局）

	機能補償工事 対象施設	仕様、数量	工事内容
ウ	再生水給水設備 ※再生水給水管、 手元操作盤及び配 線配管を指す。	<p>【新設】</p> 給水管：80A SGPW 35m 配線：CV3.5□-3C、IV3.5□ 配管：FEP(50) 43m H.H再水2：750×750 H.H再水3：750×750 外灯：LED100W相当 <p>【移設】</p> 給水用配管ユニット 手元操作盤 <p>【撤去】</p> 給水管：80A SGPW 31m 配線： CV3.5□-3C、IV3.5□ 39m CV2□-2C、IV2□ 46m 配管：FEP(50) 39m FEP(30) 46m 外灯：2か所	再生水給水設備について、次のとおり機能補償を行う。 <input type="checkbox"/> イで整備する再生水給水所及び職員通用口の西側に既存の再生水給水設備の機能を移設する。 <input type="checkbox"/> H.H再水2、H.H再水3を新たに設置し、再生水給水用電気配管・配線を新たに埋設する。 <input type="checkbox"/> 給水配管用ユニット及び手元操作盤は既存再利用とし、移設の際は、再生水の給水が滞ることのないよう、都と入念に事前協議すること。
エ	雨水ます (No32, 33) 及び雨水排水管	<p>【撤去】</p> 雨水ます No32： φ900mm、深さ1,740mm No33：φ900mm、深さ1,870mm 雨水排水管 管種：鉄筋コンクリート管 管径：400mm 延長：62m <p>【新設】</p> 雨水ます No30：約1.0m嵩上 雨水ます No32'、33'： φ900mm 雨水排水管 管種：鉄筋コンクリート管 管径：400mm 延長：119m (No30～33')	雨水ます及び雨水排水管について、次のとおり機能補償を行う。 <input type="checkbox"/> アより、雨水枡 No30 の上部を盛土するため、雨水ます No30 をかさ上げする。 <input type="checkbox"/> 既存の雨水ます No32, 33 は埋設深さが No30 よりも浅いため、No30 から自然勾配による雨水排水を可能とするため、No32, 33 の埋設深さを No30 よりも深めた No32'、33' として整備する。 <input type="checkbox"/> 外周通りの新設に合わせ、雨水ます No30 と雨水ます No32' を結ぶ雨水排水管を新たに整備する。

	機能補償工事 対象施設	仕様、数量	工事内容
オ	外灯設備	【新設】 外灯 No14' : LED 100W 相当 外灯 No15' : LED 100W 相当 H. H16' , H. H17' , H. H18' 配線 : CV5.5□-2C 配管 : FEP(50) 延長 : 92m	外灯設備について、次のとおり機能補償を行う。 <input type="checkbox"/> 外周通り（南北報告）の新設及び水処理南通りの拡幅に合わせ、H. H16'、H. H17'、外灯 No14'、H. H18'、外灯 No15' を新たに整備し、配線及び配管は、既存の H. H19 に接続する。
カ	砂ろ過ます（S No 1～3）及び砂ろ過排水管	【既存】 砂ろ過ます : φ 750mm 砂ろ過排水管 管種 : 鉄筋コンクリート管 管径 : 700mm 深さ : 約 11m 延長 : 82m（S No 1～2） 28m（S No 2～3）	砂ろ過ます及び砂ろ過排水管は、機能補償の対象外であるが、事前に試掘等を行い、正確な埋設位置を把握すること。

3 整地工事（水素供給設備整備範囲を対象とする。）

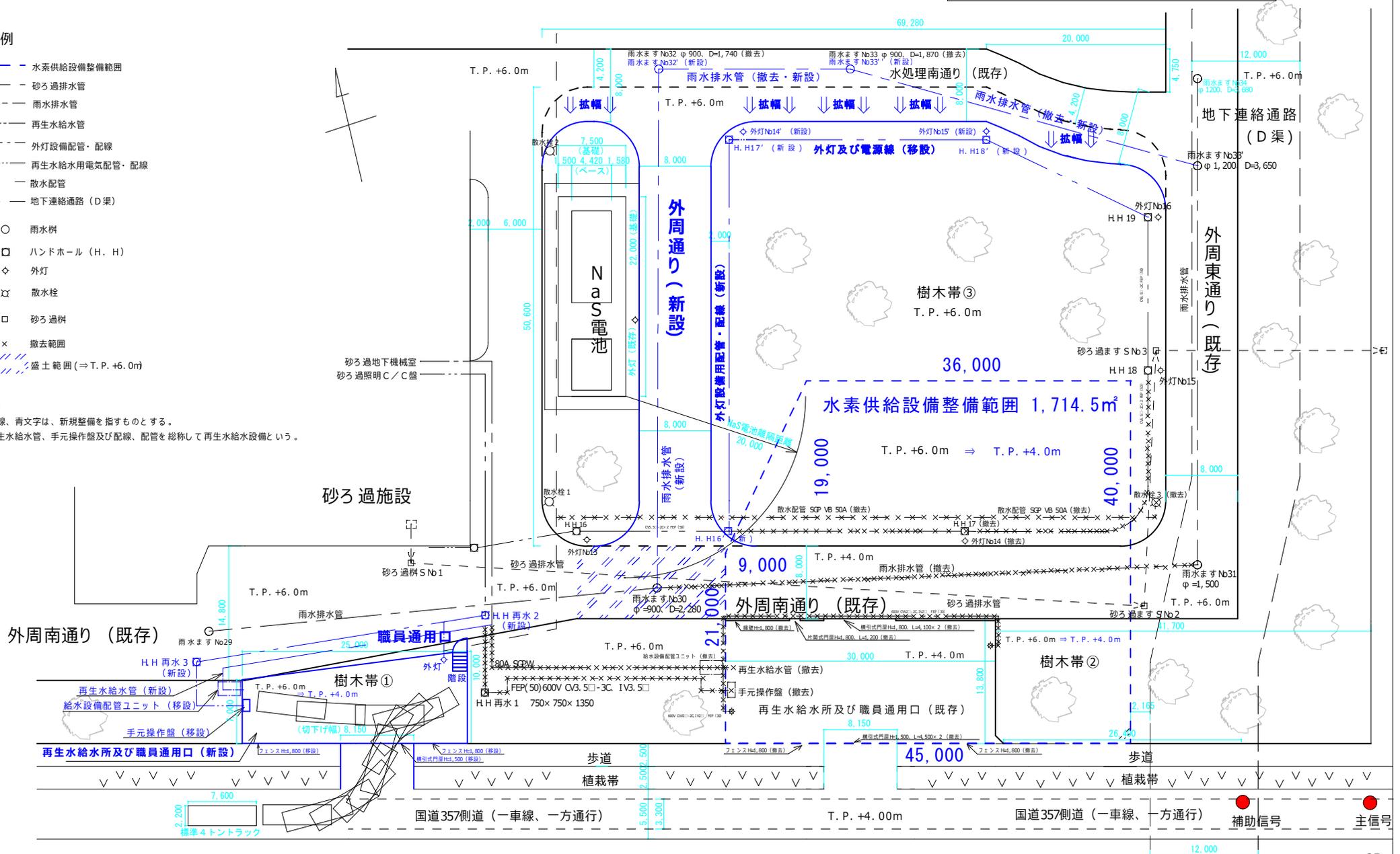
	対象範囲	仕様、数量	工事内容
ア	樹木、盛土、擁壁、フェンス、舗装	<p>【撤去】 樹木帯②207 m²、樹木帯③729 m² 、外周南通り 120 m²切土高： T.P. +6.0m→+4.0m 樹木帯②擁壁：H=1.4m, L=13.8m H=1.0m, L=15.0m 樹木帯②フェンス： H=1.5m、L=28.8m 擁壁：H=1.8m、L=25m 片開式門扉：H=1.8m 横引式門扉：H=1.8m、L=8.2m 舗装面積：778.5 m² 【新設】 擁壁：H=2.0m、L=105m</p>	水素供給設備の整備に当たり支障となる既存の樹木、盛土、擁壁、フェンス、門扉、通路舗装等を撤去する。また、盛土の撤去に伴い、土止め擁壁を設置する。
イ	雨水排水管	<p>【撤去】 管種：鉄筋コンクリート管 管径：400mm 延長：60m</p>	整地工事に伴い、雨水排水管（雨水ます No30～31 間）を撤去する。
ウ	外灯設備	<p>【撤去】 外灯照明：HF-100W×2 配線：CV5.5□-2C×2 配管：FEP(50) 延長：62m</p>	整地工事に伴い、H.H16' から H.H18 までの配線及び配管、H.H17、外灯 No14 を撤去する。
エ	散水設備	<p>【撤去】 SGP VB 50A 延長：68m</p>	整地工事に伴い、散水栓 1 から散水栓 3 までの配管及び散水栓 3 を撤去する。

葛西水再生センターにおける水素供給設備整備事業 機能補償及び整地に係る整備図面

平成30年 8月 A 3 = 1 : 400
東京都環境局 地球環境エネルギー部
次世代エネルギー推進課 水素エネルギー推進担当

凡 例

- 水素供給設備整備範囲
 - 砂ろ過排水管
 - 雨水排水管
 - 再生水給水管
 - 外灯設備配管・配線
 - 再生水給水用電気配管・配線
 - 散水配管
 - 地下連絡通路 (D渠)
 - 雨水枿
 - ハンドホール (H. H)
 - ◇ 外灯
 - × 散水栓
 - 砂ろ過樹
 - × 撤去範囲
 - /// 盛土範囲 (⇒ T.P. +6.0m)
- その他
- ・ 青線、青文字は、新規整備を指すものとする。
 - ・ 再生水給水管、手元操作盤及び配線、配管を総称して再生水給水設備という。



様式 1

平成 年 月 日

葛西水再生センターにおける燃料電池バス対応水素供給設備整備事業
に関する事業者応募申込書

東京都知事殿

申請者又はグループ応募の代表者

所在地

名称

代表者氏名

代表者
印

(事務担当者)

所属 職名

氏名

電話

葛西水再生センターにおける燃料電池バス対応水素供給設備整備事業に関する事業者公募要項に基づき、別添の書類を添えて申請します。

(日本工業規格 A 列 4 番)

資料 1

選定基準とする項目

審査項目	審査内容	配点
水素供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料電池バスを柔軟に受け入れ できるよう時間当たりの供給能力 が高いものであること ○他の燃料電池バス対応水素供給 設備が稼働停止した際、燃料電池バ スの代替受入が可能であること ○故障防止及び早期復旧に向けた 対策が図られていること ○早期開業に向けた整備スケジュー ールの工夫がされていること 	70 点
事業性（継続性）	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業を円滑に遂行するために 必要な経営基盤を有していること ○事業の実現性（類似事業の実績・ 経験等）や継続性（収支計画等）に 問題がないこと 	20 点
周辺の交通安全への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の交通安全に適切に配慮が なされていること 	10 点
合 計		100 点

別添

質問票

葛西水再生センターにおける燃料電池バス対応水素供給設備整備事業
に関する事業者公募

法人名	
所在地	
担当者	
連絡先	FAX TEL

※ 質問事項1件ごとに記入してください。

質問事項	(公募要項 ページ 行目)
内容	